

香芝市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和3年10月18日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中村 良路

<対象：企画部 人事課>

- 1 監査実施年月日 令和3年6月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和3年8月10日
- 3 措置状況通知 令和3年9月24日香人第45号

番号	定期監査意見（勧告事項）	措置結果	措置内容
1	<p>地方自治法第180条の3（以下「法180条の3」という。）において、普通公共団体の長が、その補助機関である職員を委員会又は委員の事務を補助する職員と兼ねさせるためには、委員会又は委員との協議が必要であると規定され、この規定については、長以外の執行機関の補助職相互の間の兼職についても、準用されるものである。</p> <p>しかしながら、当監査時において、選挙管理委員会事務局の職と兼務になっている職員については、法180条の3による協議は行われていなかった。</p> <p>については、法180条の3の規定に該当する兼職又は事務従事をさせる場合は、必ず委員会又は委員と協議し、適正な人事事務を実施されたい。また、当該協議にあたっては、行政委員会が高い独立性の確保を必要とされることを念頭におき、関係行政委員会の事務執行に支障を来さないよう考慮されたい。</p>	措置済	<p>ご指摘のとおり、地方自治法第180条の3に基づく協議が行われていなかったところから、選挙管理委員会に対し協議の必要性について説明を行いました。また同時に今後予定される衆議院議員選挙における選挙管理委員会事務局の職と兼務になる職員についての協議を行い、人事事務を進めたところ です。</p> <p>引き続き、法180条の3の規定に該当する兼職又は事務従事させる場合は、関係行政委員会の事務執行に支障をきたさないよう、努めてまいります。</p>